

東かがわ市 災害時のごみの出し方

その1 ごみの分別

災害が発生すると災害廃棄物が発生します。
災害廃棄物は生活ごみと一緒に処理することができません。
生活ごみと災害廃棄物は必ず分別して出してください。

その2 ごみの出し方

災害後数日以内にごみの収集を再開する予定です。再開されるまでは家の中で保管してください。
ごみの収集は優先順位の高い生活ごみから収集を再開します。
ごみを道路脇に出してしまうと、緊急車両等の通行の妨げになるので、指定された場所に出してください。

| ごみの種類 | ごみの出し方 |
|-----------|---------------------|
| 生活ごみ | ごみステーション |
| 災害廃棄物 | 仮置場 |
| 不燃ごみ、資源ごみ | 市の指示があるまで分別して家で一次保管 |

仮置場について

仮置場候補地は市内にある公園等の市有地を選定します。実際に開設される仮置場については、市の情報を確認してください。

その3 災害廃棄物の分別

仮置場へ持ち込む災害廃棄物は、品目ごとに分別してください。
(通常の粗大ごみは仮置場に持ち込みできません。直接大内クリーンセンターに持ち込んでください。)

災害廃棄物の分別

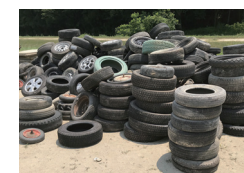
- テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫
- その他の家電
- 金属類(自転車、アルミ製窓枠等)
- 処理困難物(タイヤ等)
- 有害物、危険物
- ガラス、陶磁器類
- 家具等の木質廃棄物
- 畳
- コンクリートがら
- がれき等
- 木くず



廃家電



金属類



処理困難物



危険物



家具等



畳



木くず

出典:災害廃棄物処理フォトチャンネル(http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/h30_suigai/search/)

災害時には非常に多くのごみが発生します。災害時のごみ処理のスムーズに行うためには、ごみの分別が重要になってきます。日頃から、ごみの減量・分別を意識して生活しましょう。

